

# 文化振興基金助成事業

平成24年度事業募集案内

＜継続事業＞

＜新規特別枠事業＞

公益財団法人岩手県文化振興事業団



## 目 次

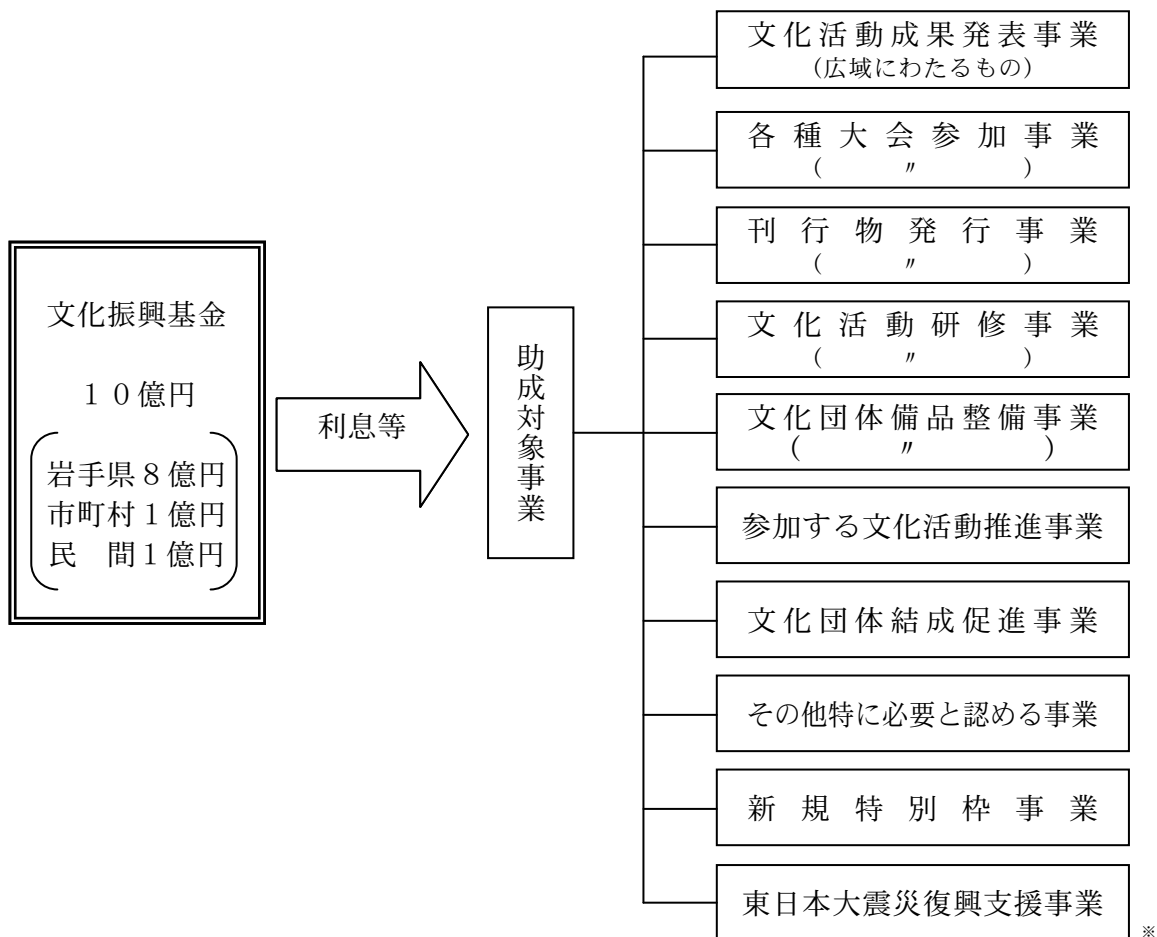
文化振興基金の概要	2
文化振興基金の助成対象者	3
文化振興基金の助成対象事業	3
助成金交付申請を行うと必ず助成金がもらえますか	6
助成対象経費について説明してください	6
助成金の額はどのようにして算定されますか	6
助成金算定の具体例	7
《例その1》文化活動成果発表事業の場合	8
《例その2》文化活動研修事業の場合	9
《例その3》刊行物発行事業の場合	10
新規特別枠事業について	11
助成金の交付申請等事務手順について	13
様式第1号 助成金交付申請書	15
付表1 事業実施計画書（実施内訳書）	16
付表2 収支予算書（収支決算書）	17
様式第2号 助成金交付決定通知書	18
様式第3号 助成事業変更承認申請書	19
付表3 実施計画の変更内訳書	20
付表4 収支予算の変更内訳書	21
様式第4号 助成事業中止届出書	22
様式第5号 助成事業実績報告書	23
様式第6号 助成金交付請求書	24
《申請書記載例1》文化活動成果発表事業の例	25
《申請書記載例2》文化団体備品整備事業の例	27
《申請書記載例3》アートマネジメント推進事業の例	29

## 文化振興基金の概要

文化振興基金は、県民の文化活動が活発に推進されるよう、文化団体等の活動を奨励・援助するため本法人の事業の一環として設けたものです。

本基金の事業は、基金及び基金から生ずる利子によって行われますが、その基金の目標額5億円は昭和59年度に達成され、その後県からの出捐等により現在の基金となり、本県の芸術文化及び文化財保護の活動に幅広く利用されております。

## 文化振興基金のしくみ



※東日本大震災復興支援事業の  
詳細は別紙募集案内をご覧ください。

## 1 助成対象者

文化振興基金の助成金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす文化団体または個人です。

- (1) 岩手県内に住所または活動の本拠を有すること。
- (2) 団体にあつては、一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 会計処理が明確であること。
- (4) 一定の活動実績があり、または事業を完遂できる見込みが確実であること。

なお、次に該当する団体等は助成対象とはなりません。

- ア 地方公共団体
- イ 文化施設の経営を目的とする団体または個人
- ウ 文化活動を専業としている者
- エ 株式会社等の営利法人
- オ 文化活動以外の主たる活動を行う団体（例えば農業協同組合や商工組合、労働組合など）

ただし、11～13頁の「新規特別枠事業」については、当該項目に記載するとおりです。

## 2 対象事業

文化振興基金が助成の対象としている事業は、次のとおりです。

### (1) 広域にわたる文化活動

基金では、広域化する文化活動と市町村における特色ある文化活動の波及効果に着目し、市町村域を越えて実施される広域的な事業に対して援助を行います。

#### ① 文化活動成果発表事業

文化活動成果発表のための展示会、演奏会等で、出品者や出演者が市町村の区域を越えて広域から参加するもの、及び全国大会、東北大会その他県域を越える大規模な催しで岩手県内にて開催されるものが助成の対象になります。

なお、個展、会員展、クラブ発表会等特定の成員のみによって行われるものは原則として助成の対象外となりますが、それぞれの団体が主催し、広く一般県民の応募等参加を得て実施されるもの、及び本県の文化振興上特に必要と認められるものについては助成の対象になります。

#### ② 各種大会等参加事業

県域を越える大規模な大会、発表会等への参加であつて、県代表又はこれに準ずる資

格を有すると認められるものが助成の対象となります。

また、海外公演にあっては、政府間行事として行われる公式の国際文化交流事業への参加であって、訪問する国から正式の招待を受けたもの、又はこれに準ずるものが助成の対象になります。

### ③ 刊行物発行事業

文芸作品集の発刊と郷土史、民俗、伝説、動・植物等の郷土研究誌の発刊の2種類が助成の対象になります。

文芸作品集の発刊にあっては、市町村の区域を越えて広域から投稿を求め、編集、刊行するもので、発行物は一般に頒布されること及び発行部数が300部以上であることが助成の要件となります。なお、会員誌、同人誌等特定の成員のみに限られるものについては助成の対象外となりますが、それぞれの団体が主催し広く一般県民の応募等参加を得て発刊されるものについては助成の対象になります。

郷土史、民俗、伝説、動・植物等郷土研究誌の発刊にあっては、市町村の推薦を受けることと、発行物が一般に公開されることが助成の要件となります。なお、この場合、発行者が個人であるものや内容が特定個人の生活記録等私的なものは助成の対象外となります。

### ④ 文化活動研修事業

文化活動指導者等の研修会、講習会等の開催及び県外で行われる研修会、講習会等への参加の2種類が助成の対象になります。

このうち、県外で行われる研修会、講習会等への参加にあっては、主催者から正式の案内を受け、県代表またはこれに準ずる資格で参加するものであって、社団法人岩手県芸術文化協会もしくはその会員たる団体のうち県内全域を活動範囲とする団体又はそれらと同等以上の規模を有すると認められる団体が推薦したものが助成の対象となります。

### ⑤ 文化団体備品整備事業

楽器、展示用備品、郷土芸能用具その他文化団体の活動に必要な備品の購入又は修理を行うものであって、通常個人所有になじまないもので、当該文化活動を実施するうえで直接的に必要な備品が助成の対象になります。

また、会員、団員等が複数の市町村の居住者から構成されている団体は、広域性を満たすものとして助成対象団体となります。

なお、民俗芸能団体が行う郷土芸能用具等の備品については、広域的な団体でなくても助成の対象となります。

## **(2) 参加する文化活動推進事業**

従来の文化活動は、演劇や音楽、美術作品を観たり聴いたりする、いわゆる受動的な活動が一般的でした。しかし、近年、各種の文化活動を通じて、心の安らぎと生きがいに満ちた生活を実現するために、自らも積極的に文化活動に参加し、能動的な文化活動を行いたいという欲求が高まってきました。

また、文化は風土と人々とのかかわりあいのなかで形成されるといわれますが、とくに豊かな自然と文化遺産に恵まれた本県では、それぞれの地域に特色ある独自の文化活動が伝承されています。埋もれつつあるふるさとの文化を掘り起こし、郷土理解を深めるとともに、地域社会を基盤とした特色ある地域文化の創造への取組みが大切です。

このような観点から、基金では地域社会を基盤として住民自らが参加して行う創造性を伴った文化活動に対して援助を行います。

具体的には、当該地域に存在する粘土、石材等の資源または民話、郷土芸能等を生かした文化活動、もしくは音楽、演劇等の文化活動を通じて特色ある地域づくりを標ぼうする活動であって、年齢、性別、職業を問わず地域社会を基盤として行われるものであること、市町村が参画し、又は助成しているものであること、参加者が20人以上であることが助成の要件となります。地域に伝わる民話を題材とした市民の手づくりによる市民劇場の開催、地場の石材を活用し彫刻の町づくりを標ぼうする彫刻シンポジウムの開催などが参加する文化活動として助成の対象となり得る好例です。

## **(3) 文化団体結成促進事業**

地域における自主的文化活動を推進するためには、指導者の養成とあわせて文化活動の拠点となる組織を整備する必要が認められます。

基金では、市町村の総合的芸術文化団体の結成及び広域にわたる文化団体の結成に対して援助を行います。

## **(4) その他特に必要と認める事業**

上記の助成事業に該当しない場合であっても、本県の文化振興上特に必要と認められる事業については助成を行うこともあります。

なお、次に該当する事業は助成対象とはなりません。

- ア 専ら営利を目的とするもの
- イ 主として学校のクラブ活動その他学校教育に関する事業であるもの  
(12頁の「④新進・若手芸術家等派遣事業」を除く)。
- ウ 特定の政治団体、宗教団体、営利団体等の宣伝を目的とするもの
- エ 当該事業の実施に必要な経費のうち基金の助成金を除く額を確実に調達できる見込みがないもの
- オ 当該事業について、国庫補助金又は県補助金を受けているもの  
(11頁以降の「新規特別枠事業」を除く)
- カ 特定の会員、クラブ、流派等一部特定の者に限られる事業であるもの

### 3 助成金交付申請を行うと必ず助成金がもらえますか。

助成金の交付を受けるにあたっては、審査委員会（外部の有識者）の審査を受け、助成事業として採択されなければなりません。

### 4 助成対象経費について説明してください。

基金の助成の対象となる経費（助成対象経費）は、助成対象事業に要する経費の総額から、次の費用を控除した額です。

- (1) 人件費その他の恒常的な運営費
- (2) 当該事業の実施に伴う入場料、参加料、市町村補助金、その他の収入（広告料など）

### 5 助成金の額はどのようにして算定されますか。

助成金の額の算定は、当該助成対象事業について、その事業実施計画書と収支予算書の内容を吟味したうえで、助成対象経費を算出し、助成金の額を決めることになります。

この場合、基金の助成額は、「助成対象経費の2分の1以内の定額」となっており、通常自己資金（助成対象者が会費等で自らまかなう資金）の範囲内となります。

助成金の限度額については、原則として1団体1事業につき200万円【ただし、県内で開催される全国大会など県域を越える大規模な事業以外のものは、当分の間助成上限額を100万円としています。】を助成額の上限としており、また、助成金の額が5万円未満と算定される事業については、助成事業として採択しないことになっています。なお、同一事業の助成限度回数は、8回（備品整備事業にあっては5回）にしております。

## 6 助成金算定の具体例

助成金算定の具体例を示してみましよう。皆さんが現実に事業を計画される場合、収入、支出の内容が例示より更に複雑になるものも多いと思います。どれが助成対象経費になり、どれが助成対象外経費になるかは、個々の事業の内容を吟味したうえで判断されることになります。助成金交付決定額が申請額を大幅に下回ったため、事業実施が困難になった、という事態もあり得ます。したがって、基金の助成を受けようとするときは、正規の申請書を提出する前に、できるだけ計画の段階で事業団の総務部に相談してください。

助成額<sup>\*</sup> = (助成対象事業経費 - 入場料等収入) × 助成率 (ただし上限額あり)

※ 1万円未満切捨 (アートマネージャー育成事業を除く)

＜申請・助成承認段階の収支予算＞

(350万円 - 150万円) × 1/2 = 100万円 = 100万円 (上限額)

支出	助成対象事業経費 350万円		
収入	助成金 100万円	自己財源 100万円	入場料等収入 150万円

＜実施結果①＞ 実施した結果、経費が増えた場合

(450万円 - 150万円) × 1/2 = 150万円 > 100万円 (助成決定額)

支出	助成対象事業経費 450万円		
収入	助成金 100万円	自己財源 200万円	入場料等収入 150万円

＜実施結果②＞ 実施した結果、入場料等収入が増えた場合

(350万円 - 180万円) × 1/2 = 85万円 < 100万円 (助成決定額)

支出	助成対象事業経費 350万円		
収入	助成金 85万円	自己財源 85万円	入場料等収入 180万円

＜実施結果③＞ 実施した結果、経費は減ったが、入場料等収入が増えた場合

(300万円 - 180万円) × 1/2 = 60万円 < 100万円 (助成決定額)

支出	助成対象事業経費 = 300万円		
収入	助成金 60万円	自己財源 60万円	入場料等収入 180万円

《例 その1》文化活動成果発表事業の場合

1 収入の部

(円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金	155,000	
助 成 金	150,000	文化振興事業団助成金
入場料収入	150,000	300円 × 500人 =150,000円
計	455,000	

2 支出の部

(円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
賃 金	30,000	舞台照明人夫賃 15,000円×1人=15,000円 舞台裏方人夫賃 5,000円×3人=15,000円
報 償 費	10,000	解説者謝礼 10,000円×1人=10,000円
需 用 費	140,000	消耗品（看板代ほか） 50,000円 食糧費（来客用茶菓代） 10,000円 印刷製本費 80,000円 ポスター 200円×100枚=20,000円 入場券 10円×1,000円=10,000円 プログラム 50円×1,000枚=50,000円
役 務 費	10,000	切手、はがき代等 9,000円 振込み手数料 1,000円
使用料及び 賃 借 料	260,000	会場使用料 100,000円 車借上料（出演団体用具運搬代） 20,000円×8団体=160,000円
予 備 費	5,000	
計	455,000	

この場合、助成対象経費は、総事業費 455,000 円から収入の部の「入場料収入」150,000 円と支出の部「予備費」5,000 円を控除した額、すなわち 300,000 円となります。

したがって基金の助成額は、助成対象経費 300,000 円の 2 分の 1 以内の定額（自己資金の額の範囲内）=150,000 円となります。

《例 その2》 文化活動研修事業の場合

1 収入の部

(円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金	752,000	主催者負担金 202,000 円 参加者負担金 100,000 円×55 人=550,000 円
助 成 金	190,000	文化振興事業団助成金
計	942,000	

2 支出の部

(円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
報 償 費	160,000	講師謝金 (旅費込み) 50,000 円×2 人=100,000 円 実演団体謝金 (郷土芸能) 20,000 円×3 団体=60,000 円
旅 費	360,000	引率者旅費 10,000 円×3 人= 30,000 円 宿泊費 6,000 円×55 人=330,000 円
需 用 費	242,000	消耗品費 10,000 円 食糧費 220,000 円 懇親会費 3,000 円×55 人=165,000 円 昼 食 費 1,000 円×55 人= 55,000 円 印刷製本費 テキスト代 200 円×60 部= 12,000 円
役 務 費	20,000	切手代、電話代 20,000 円
使用料及び 賃 借 料	160,000	バス借上料 (大型バス 2 日分) 1 日 80,000 円×2 日=160,000 円
計	942,000	

参加者から宿泊費、懇親会費、昼食代分として1人 10,000 円を負担金として徴収し、バスを借上げ、1泊2日の研修を行う事業を想定してみました。

この場合、宿泊費 (1人 6,000 円)、懇親会費 (1人 3,000 円)、昼食代 (1人 1,000 円) については、講師及び引率者も含め参加者自ら負担すべき経費として助成対象経費から除いています。

したがって、助成対象経費は、総事業費 942,000 円から宿泊費 330,000 円、懇親会費 165,000 円、昼食費 55,000 円を控除した額 392,000 円となります。

この結果、助成額は、助成対象経費 392,000 円の2分の1以内の定額=196,000 円≒190,000 円 (1万円未満は切り捨て) となります。

《例 その3》 刊行物発行事業の場合

1 収入の部 (円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金	168,000	
助 成 金	160,000	文化振興事業団助成金
広 告 料	100,000	5,000 円× 20 件=100,000 円
販売収入	300,000	1,000 円×300 部=300,000 円
計	728,000	

2 支出の部 (円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
賃 金	68,000	アルバイト賃金 3,400 円×10 日× 2 人=68,000 円
報 償 費	70,000	原稿依頼者謝礼金 10,000 円× 5 人=50,000 円 表紙デザイン謝礼金 20,000 円
需 用 費	530,000	消耗品費 (コピー等) 30,000 円 印刷製本費 1,000 円×500 部=500,000 円
役 務 費	50,000	通信費 (郵便料、電話料) 50,000 円
使用料及び賃借料	10,000	会議室使用料 10,000 円
計	728,000	

この場合、助成対象経費は、当該刊行物に掲載された広告にかかる収入 100,000 円及び当該刊行物の販売収入 300,000 円を控除した額の 328,000 円となります。

従って、助成金の額は、助成対象経費 328,000 円の 2 分の 1 以内の定額=164,000 円≒160,000 円 (1 万円未満は切り捨て) となります。

## 7 新規特別枠事業について

文化芸術活動の活発化を目的とし、平成25年度までの間、6つの「新規特別枠事業」を実施することとしました。

事業ごとの助成内容については、本頁の「(3)新規特別枠事業とはどのような事業ですか。」にお示しするとおりですが、従前の助成事業（3～6頁に記載の事業）との主な相違点は、以下のとおりです。

(1) 従前の助成対象事業との主な相違は何ですか。

従前の助成事業では、国庫補助金又は県補助金を受けているときは助成対象とはなりませんが、新規特別枠事業では助成対象となります。

また、従前の助成事業では、同一団体が、単年度において複数の事業の助成対象とはなりません。新規特別枠事業では複数の助成対象事業に申請できます。

(2) 国庫補助金又は県補助金を受けているときの助成対象経費の算定について説明してください。

新規特別枠事業では、国庫補助金、又は県補助金を受けているときは、その金額を助成対象経費から除くこととなります。

(3) 新規特別枠事業とはどのような事業ですか。

新規特別枠で助成対象としている事業は、次のとおりです。

### ① 芸術情報化事業

ア 行政又は芸術団体等から構成される実行委員会を対象として、岩手の誇れる文化芸術活動や作品等を、県内各地で気軽に鑑賞できるようにするため、それらをDVDに収録し、配布する事業について助成します。

なお、ここで言う実行委員会とは、文化団体やNPO等の団体が組織するもの、又は複数の個人から構成されるものであり、その構成員の人数等の要件は、特にありません。(以下、「③受賞記念活動支援事業」及び「④新進・若手芸術家等派遣事業」についても同じです。)

イ 助成額は、助成対象経費の全額であり、1件当たり100万円を上限とする定額です。

### ② 芸術の里づくり事業

ア 原則として市町村を主体とした実行委員会を対象として、住民参加型の文化芸術事業の実施による文化芸術を核としたまちづくりの事業について、指導者確保に要する

経費や広報等の経費について助成します。

- イ 助成額は、指導者謝金・旅費については、120 万円を上限とする定額、情報発信に係る経費については、380 万円を上限とする定額であり、1 件当たり 500 万円を上限とする定額です。

### ③ 受賞記念活動支援事業

ア 複数の文化芸術団体等から構成される実行委員会を対象として、本県にゆかりのある新進芸術家の受賞記念コンサートや展覧会等を県内公立文化施設で開催する事業について助成します。

- イ 助成額は、助成対象経費の全額であり、1 件当たり 100 万円を上限とする定額です。

### ④ 新進・若手芸術家等派遣事業

ア 社団法人岩手県芸術文化協会、県内公立文化施設協議会又は行政・芸術家等から構成される実行委員会を対象として、人材活用と育成のため、県内に在住する若手芸術家等を学校等に派遣し、児童生徒の鑑賞の機会を提供する事業について助成します。

なお、この助成事業は、学校の教育活動としての芸術文化活動を支援する活動に対して助成対象とするものであり、また、伝統芸能団体等の学校訪問も助成対象となります。

- イ 助成額は、助成対象経費の全額であり、1 件当たり 200 万円を上限とする定額です。

### ⑤ アートマネージャー育成事業

ア 県内公立文化施設連絡協議会等を対象として、協議会加盟施設の職員等のアートマネジメント能力を向上させるため、社団法人全国公立文化施設協会や財団法人地域創造等が主催するアートマネジメント研修へ職員を参加させる事業について助成します。

なお、公立文化施設を管理運営する民間の指定管理者が、職員をアートマネージャー研修に参加させる場合も助成対象となります。

- イ 助成額は、助成対象経費の2分の1の額です。(年間予算枠は、100 万円)

### ⑥ アートマネジメント推進事業

ア 複数の公立文化施設による連携事業を実施する実行委員会を対象として、アートマネージャー育成事業等に係る研修を受講した者が企画運営する事業について助成します。

- イ 助成額は、助成対象経費の全額であり、1 件当たり 200 万円を上限とする定額です。

## 8 助成金の交付申請等事務手順について

助成金交付事務の手順は、次の表に示すとおりです。また、申請書等の様式は別紙のとおりです。なお、事業採択は、あくまでも年間予算の範囲内となります。

### 〈助成金交付事務の手順〉

	事業主体者	事務局	備 考				
申請・交付決定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成金交付申請書の提出</div> <p>(様式第1号)</p>	受理 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; display: inline-block;">審 査 委 員 会</div>	1 申請書提出時期 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">申請書受付</td> <td style="text-align: center;">審査委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月1日(木) ～1月20日(金) ※必着</td> <td style="text-align: center;">2月下旬</td> </tr> </table>	申請書受付	審査委員会	12月1日(木) ～1月20日(金) ※必着	2月下旬
	申請書受付	審査委員会					
12月1日(木) ～1月20日(金) ※必着	2月下旬						
	<p>(事業実施)</p>	交付決定 ← <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; display: inline-block;">審 査 委 員 会</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">助成対象事業費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成24年度における事業費</td> </tr> </table> <p>2 申請書の添付書類</p> <p>(1)団体の規約 (2)会員名簿 (3)当該事業に係る予算書 (4)備品整備にあつては、備品保有状況及び購入予定品の見積書 (5)参考資料(団体の内容紹介、活動実績等の関係資料)</p>	助成対象事業費	平成24年度における事業費		
助成対象事業費							
平成24年度における事業費							
執行	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成事業変更承認申請書</div> <p>(様式第3号)</p>	審査 → <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; display: inline-block;">承 認</div>	<p>事業の内容に重要な変更を加えようとするときは提出してください。</p> <p>事業内容の変更により、助成金の額を変更する場合があります。</p>				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">助成事業中止届出書の提出</div> <p>(様式第4号)</p>	受理	<p>当該助成の対象となった事業を中止する場合に提出してください。</p>				

	事業主体者	事務局	備 考
実績報告・支払	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">助成事業実績報告書の提出 (様式第5号)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">助成金交付請求書の提出 (様式第6号)</div>	<div style="text-align: center;">審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60px;">確認</div> <div style="text-align: center;">振込</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 60px;">支払</div>	<p>1 実績報告書</p> <p>(1) 提出は事業完了後30日以内です。</p> <p>(2) 決算が交付決定時の予算と異なる場合は、その程度に応じて助成金の額が減額になることがあります。</p> <p>2 支払</p> <p>(1) 助成金は原則として事業が完了した後に支払われます。</p> <p>事業の実施上、特に前金払いを希望する場合は、事務局に相談願います。</p> <p>(2) 支払は口座振込としますので、申請者名の口座が必要です。 (漁協は不可)</p>

様式第1号

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団

理事長 池田克典 様

住 所

刀がナ

名 称

代表者

印

(電話番号

)

助成金交付申請書

公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成対象事業名

2 助成金交付申請額

3 添付書類

(1) 当該事業の実施計画書 (付表1)

(2) 当該事業の収支予算書 (付表2)

(3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	
連絡先	〒 電話 ( ) - FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

付表 1

事業実施計画書  
(実施内訳書)

1 事業の目的

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

(2) 実施時期

(3) 実施場所

(4) 参加者

(5) その他 (過去の申請実績・団体の内容紹介・活動実績等)

付表 2

収 支 予 算 書  
( 収 支 決 算 書 )

1 収入の部

区 分	予算額 (決算額)	積 算 内 訳
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予算額 (決算額)	積 算 内 訳
	円	
計		

公財岩文総第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典 印

助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で助成金の交付申請のあった事業については、公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金業務規程第8条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 円

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典 様

住 所  
名 称  
代表者 印

助成事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で助成金の交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 助成金の交付決定額 金 円
- 3 変更後の助成金の交付希望額 金 円
- 4 添付書類
  - (1) 実施計画の変更内訳書（付表3）
  - (2) 収支予算の変更内訳書（付表4）
  - (3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	
連絡先	〒 電話 ( ) - FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

付表 3

実施計画の変更内訳書

1 変更する理由

2 変更する内容

項 目	変更前	変更後	摘 要

付表 4

収支予算の変更内訳書

1 収入の部

区 分	変更前	変更後	積 算 内 訳
	円	円	
計			

2 支出の部

区 分	変更前	変更後	積 算 内 訳
	円	円	
計			

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典 様

住 所

名 称

代表者

印

助成事業中止届出書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で助成金の交付決定を受けた事業を  
中止するので、次のとおり届出します。

記

1 事 業 名

2 助成金の交付決定額 金 円

3 中 止 の 理 由

(関係書類添付のこと。)

申 請 担 当 者	
氏 名	
連絡先	〒 電話 ( ) - FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典 様

住 所  
名 称  
代表者 印

助成事業実績報告書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で助成金の交付決定を受けた事業を完了したので、次のとおりその実績を報告します。

記

- 1 助成対象事業名
- 2 助成金の交付決定額 金 円
- 3 添付書類
  - (1) 当該事業の実施内訳書（付表 1 に準ずる。）
  - (2) 当該事業の収支決算書（付表 2 に準ずる。）
  - (3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	
連絡先	〒 電話 ( ) - FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典 様

住 所

名 称

代表者

印

助成金交付請求書

平成 年 月 日付け公財岩文総第 号で交付決定のあった助成金について、次のとおり請求します。

記

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 助成金の交付決定額  | 金 | 円 |
| 2 | すでに交付を受けた額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回交付を請求する額 | 金 | 円 |
| 4 | 助成金の振込先    |   |   |

銀行

支店

預金 口座番号No.

フリガナ

預金名義

《申請書記載例1》文化活動成果発表事業の場合  
様式第1号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典様

盛岡市内丸〇〇-〇  
フリガナ イワテゲイジュツハツビョウジツコウイカイ  
名称 岩手芸術発表実行委員会  
代表者 会長 岩手太郎 印  
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

助成金交付申請書

公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成対象事業名 平成〇〇年度岩手芸術発表会
- 2 助成金交付申請額 150,000円
- 3 添付書類  
(1) 当該事業の実施計画書(付表1)  
(2) 当該事業の収支予算書(付表2)  
(3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	基金太郎
連絡先	〒 盛岡市内丸 999-99 電話 (〇〇〇) ×××-△△△△ FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

付表 1

事業実施計画書

(実施内訳書)

1 事業の目的

県内の芸術文化団体が一堂に会し日頃の優れた芸術文化活動の成果を発表することにより、より多くの人に鑑賞の機会を提供し、県内における芸術文化の創造と発展に寄与するとともに、地域の文化活動の高揚に資する。

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

各種芸術文化団体による舞台発表

ア 演劇

イ 映像

ウ 伝統芸能(能楽、邦楽、茶道、華道、吟剣詩舞道)

エ 音楽(合唱、声楽、弦楽、三曲、吹奏楽、ピアノ、ギター)

(2) 実施時期

平成〇〇年6月12日(日)

(3) 実施場所

岩手県民会館

(4) 参加者

出演者 演劇25名 映像15名 伝統芸能20名 音楽10名

観客 500名

(5) その他(過去の申請実績・団体の内容紹介・活動実績等)

平成15年 15万円

平成13年 20万円

団体紹介等は、別添資料1、2のとおり

《申請書記載例2》文化団体備品整備事業の場合  
様式第1号

平成23年1月18日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典様

住所 盛岡市内丸〇〇-〇  
フリガナ イテシホトリホウカイ  
名称 岩手獅子踊保存会  
代表者 会長 岩手二郎 印  
(電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

助成金交付申請書

公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成対象事業名 **備品整備事業**
- 2 助成金交付申請額 **300,000円**
- 3 添付書類  
(1) 当該事業の実施計画書(付表1)  
(2) 当該事業の収支予算書(付表2)  
(3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	基金 太郎
連絡先	〒 盛岡市内丸 999-99 電話 (〇〇〇) ×××-△△△△ FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

付表 1

事業実施計画書

(実施内訳書)

1 事業の目的

岩手獅子踊は〇〇時代に始まりと言われ、〇〇宮の神事には悪魔降伏・五穀豊穡を祈願し、盆には先祖の供養として踊られ、現在に至る。

今後とも地域の小中高生への伝承活動により、後継者の育成を図り、保存会の活動を継続するため、老朽化した太鼓等を整備するものである。

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

太鼓（中立用 1 尺 6 寸）の更新	1 台
衣装の更新（袴、大口、流し等）	4 名分
鹿頭の更新	4 名分

(2) 実施時期

平成××年 5 月

(3) 実施場所

岩手公民館

(4) 参加者

会員 28 名

(5) その他（過去の申請実績・団体の内容紹介・活動実績等）

平成 15 年 40 万円

団体の内容及び活動実績は、別紙のとおり。

《申請書記載例3》アートマネジメント推進事業の場合  
様式第1号

平成23年1月14日

公益財団法人岩手県文化振興事業団  
理事長 池田克典様

住所 ○○市丸の内○○-○  
フリガナ ケンホウチカウリツブンカセツレンケイジキョウジツクウイカイ  
名称 県北地区公立文化施設連携事業実行委員会  
代表者 会長 内丸一郎 印  
(電話番号 ○○○-○○○-○○○○)

助成金交付申請書

公益財団法人岩手県文化振興事業団文化振興基金の助成を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成対象事業名 平成△△年度県北地域オーケストラ演奏会
- 2 助成金交付申請額 200,000円
- 3 添付書類  
(1) 当該事業の実施計画書(付表1)  
(2) 当該事業の収支予算書(付表2)  
(3) その他参考資料

申請担当者	
氏名	基金 太郎
連絡先	〒 盛岡市内丸 999-99 電話 (○○○) ×××-△△△△ FAX ( ) -

※確認事項等が発生した場合に直接ご対応いただける方の連絡先を記載してください。

付表1

事業実施計画書

(実施内訳書)

1 事業の目的

県北地域の公立文化施設間の連携により実行委員会を結成し、オーケストラ演奏会を企画・実施することにより、地域住民に文化鑑賞の機会を提供するものである。

2 事業の実施計画

(1) 事業の内容

平成△△年度県北地域オーケストラ演奏会

(2) 実施時期

平成△△年6月10日(金)～12日(日)

(3) 実施場所

6月10日(金): ○○市文化交流館

6月11日(土): 岩手北部文化会館

6月12日(日): ○○町文化ホール

(4) 参加者

出演者 県北地域交響楽団

観客 500名/日

(5) その他(団体の内容紹介等)

アートマネージャー育成事業に係る研修を受講した文化施設の職員が参画して事業を実施するものである。

内容の詳細は、別紙のとおり。



公益財団法人岩手県文化振興事業団

〒020-0023 盛岡市内丸1-3番1号

TEL (019) 654-2235

FAX (019) 625-3595

URL <http://www.iwate-bunshin.jp/>